

福祉有償運送の移動目的について

以下の関係法令等を確認したが福祉有償運送の移動目的について制限する内容はありませんでした。

道路運送法 第5章 自家用自動車の使用 第78条～第81条

道路運送法施行規則 第四章 自家用自動車の使用 第48条～第52条

福祉有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年国自旅第143号）

福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について（平成21年国自旅第35号）

また、新潟運輸支局からは以下の見解をいただいています。

- ・公共交通は日常生活の様々な移動需要に応じた輸送を担う。
- ・福祉有償運送は、公共交通を補完するための手段であるので移動の目的で利用を制限することは妥当でない。